

外国為替証拠金取引 説明書

# チャレンジャー<sup>®</sup>

取引ガイド

**第一商品株式会社**

〔2012年4月30日作成〕

金融商品取引業者

登録番号 関東財務局長(金商)第279号  
一般社団法人 金融先物取引業協会会員

---

## 目 次

---

1. 外国為替証拠金取引のリスク説明	1
2. お客様財産の管理方法について	2
3. 法令等の遵守について	3
4. カバー取引相手先について	3
5. 外国為替証拠金取引「チャレンジャー」の仕組み	4
(1) 取引形態	
(2) お取引の概要	
6. 取引について	7
(1) 入金等	
(2) 注文	
(3) 注文の成立・不成立の連絡	
(4) 取引中の留意点	
(5) 手数料	
(6) 現金証拠金がマイナスの場合	
(7) 出金等	
(8) 益金に係る税金	
7. 証拠金制度について	10
(1) 本証拠金	
(2) 追加証拠金	
(3) 臨時増証拠金	
(4) 追加証拠金の計算方法	
8. ロスカット	13
9. 証拠金の不足について	15
10. 最低証拠金制度について	15

---

---

11. 書類の確認	15
(1) 受領書	
(2) 売買報告・計算及び入出金通知書	
(3) 残高照合通知書	
12. クーリングオフについて	15
13. 具体的取引例	16
14. 月曜日オープン時の約定ルールについて	17
15. 契約と取引の流れ	18
16. インターネット取引について	19
17. 反社会的勢力でない旨の確認	21
18. 用語解説	22
19. 金融商品取引業者の受託に関する禁止行為	23

#### 「本取引説明書について」

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき顧客に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第 1 号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である外国為替証拠金取引についての説明書です。

---

# 1. 外国為替証拠金取引のリスク説明

外国為替証拠金取引をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解下さい。外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格変動により損失が生じることがあります。また、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る場合もあります。従って、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切と判断した場合のみ、自己の責任において行って下さい。

## ① 為替変動リスク

外国為替証拠金取引「チャレンジャー」は投機的な性格の強い取引です。そのため利益や元本が保証されていません。また、総取引代金に対して小額の証拠金（約10%）で取引するため、多額の利益となることもあります。判断を誤れば逆に預託した証拠金以上の損失となる危険性もあります。

## ② 流動性リスク

外国為替市場では世界中で巨額な取引が行われているため、通常はその時点での為替レートに近いレートでの売買が可能です。取引通貨によっては売買高が少ないため、買いたい時に買えない、売りたい時に売れない場合があります。また、ご自身の売買注文で為替相場が変動し、お客様にとって不利な値段で売買が成立する可能性があります。

(注) 特にスウェーデンクローナ、ノルウェークローネ、南アランドは売買高が少ないため、上記の可能性が高くなります。

## ③ 金利変動リスク

為替と同様に金利にも相場が存在します。スワップ金利は取引対象となる2国間の市場金利を反映して発生するため、日々変動します。また、各国の政策金利の変更等によってスワップ金利の水準も大きく変動しますので確定収益を保証するものではありません。さらに、2国間の金利関係が逆転した場合、スワップ金利が受取りから支払いに変化するリスクがあります。

## ④ 信用リスク

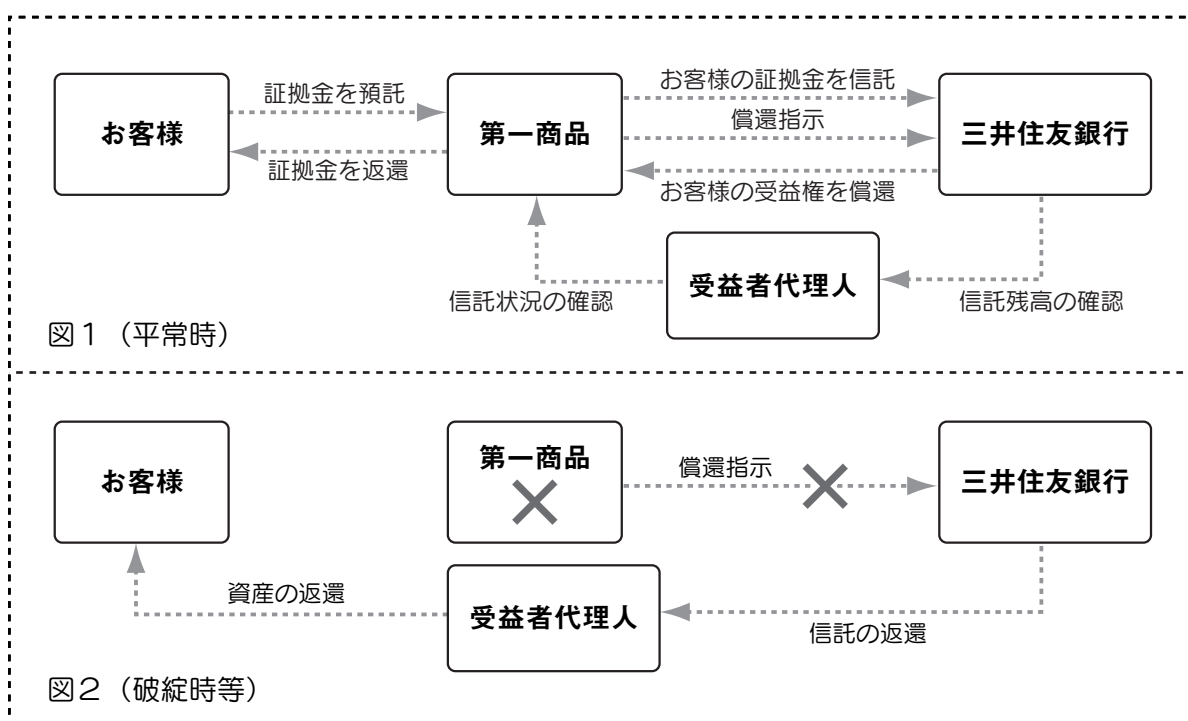
本取引は相対取引です。当社の信用状況の変化によってお客様が損失を被る危険性があり、預託した証拠金以上の損失が生じる可能性があります。また、当社のカバート取引相手先の信用状況によっても信用リスクが伴います。

## ⑤ システムリスク

本取引に係わるシステムで、ソフトウェア等の故障・誤作動・通信回線の障害等が発生した場合、取引ができないリスクがあります。

## 2. お客様財産の管理方法について

外国為替証拠金取引では、金融商品取引法及び関連法令に基づきお客様から預託を受けた証拠金を取引業者の固有財産と区分して管理することが義務付けられています。これにより当社では、お客様からお預りした資産（証拠金・実現損益・評価損益・スワップ金利等）は三井住友銀行へ金銭信託することにより顧客区分管理しています。万が一、当社が破綻した場合でもお客様の資産は三井住友銀行から受益者代理人を通じて返還されることとなります。当社は毎営業日に値洗いを行い、顧客区分管理に必要な金額を算出しています。このとき信託内の資産が顧客区分管理に必要な金額を下回る場合には、遅くとも翌々営業日までに金銭の追加を行うことで信託内の資産が信託されるべき金額を上回るようにします。



「当社の外国為替証拠金取引委託口の口座」

三井住友銀行 本店営業部 金銭信託口

### 注意事項

- 信託保全はお取引の元本を保証するものではありません。外国為替証拠金取引において、お客様の取引によっては当社に預託した証拠金以上の損失の発生するリスクがあります。
- お客様は信託契約先銀行（三井住友銀行）に対して資金等の支払いを直接請求することはできません。

### 3. 法令等の遵守について

当社による外国為替証拠金取引の受託業務は、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

### 4. カバー取引相手先について

カバー取引相手先の名称及び概要（所在国、業務内容、監督当局等）

#### ● UBS 銀行

高富裕層向けのウェルス・マネジメント（プライベート・バンキング業務）で世界的な信用をもつトップクラスの銀行。（本店：スイス、監督当局：スイス連邦銀行協会）

#### ● UOB 銀行

シンガポール最大の銀行として、シンガポールを本店にアジア各国でグループによる金融サービスビジネスを展開する。監督当局はシンガポール金融管理庁（MAS）で、銀行業務の一環として外国為替取引業務を行う。

#### ● OCBC 証券

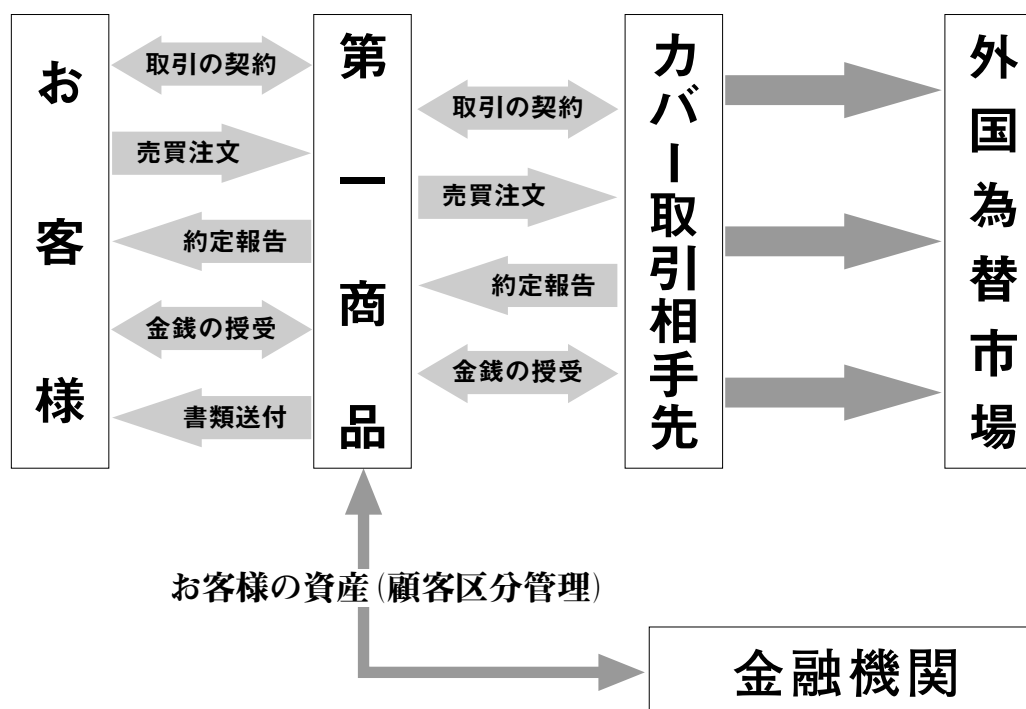
シンガポールの大手銀行 OCBC 銀行グループの証券会社で、株式取引、商品先物取引、金融先物取引、外国為替取引を主な業務とする。本店はシンガポールで、監督当局はシンガポール金融管理庁（MAS）。

※ カバー取引相手先は、当該外国為替証拠金取引に関して直接お客様の取引相手となるものではありません。本取引に係るお客様からのご質問、ご照会に応じることはなく、また本取引により生じ得る損益について一切責任を負うものではありません。

## 5. 外国為替証拠金取引「チャレンジャー」の仕組み

### (1) 取引形態

この取引は当社とお客様との相対取引になります。当社はカバー取引相手方と契約し、お客様との間で成立した注文のカバー取引を行います。お客様は当社と契約し、口座の開設から注文や報告、金銭の授受、書類の送付などはすべてお客様と当社の間で行われます。お客様は当社を通じることにより、海外の業者との煩雑な契約から開放され、当社の信用、スケールメリットを利用することで有利な条件のお取引をすることができます。



### (2) お取引の概要

外国為替証拠金取引「チャレンジャー」とは、証拠金を預託して外国為替の売買を行う取引です。この証拠金が総取引代金に対し非常に低率（約10%程度）となっているため、少ない資金で大きな取引が可能となっています。これは投資資金に対して大きな利益（リターン）が狙える半面、大きな損失（リスク）にもつながることを意味しています。そのため、お客様にはこの取引の仕組みを十分に理解して頂く必要があります。

#### ① 市場参加者

一般にスポットレートと呼ばれているのは、いわゆるインターバンク（銀行間）市場で取引されている為替レートのことです。取引の2営業日後に受渡しされるものです。お客様は当社を通して、間接的にこのような市場に参加することになります。ただし、外国為替市場は世界各国それぞれの時間帯で取引されていますので、特定の市場を指すものではありません。

## ② 決済日の自動延長方式（ロールオーバー方式）

外国為替取引は、取引の2営業日後に取引通貨の受渡しをすることになっています。例えば、米ドルを買った場合は2営業日後に総代金（円貨）を渡して、相当する米ドルを受け取らなければなりません。しかし、「チャレンジャー」ではお客様が決済注文を出さない限り、自動的に決済日が延長されていく方式を採用しています。これを、決済日の自動延長方式（ロールオーバー方式）と呼んでいます。

## ③ 取扱い通貨ペア

外国為替取引は2つの通貨を交換する取引です。よって、2つの通貨をペアとして取引を行うことになります。例えば、米ドル／円、ユーロ／米ドルという具合です。当社では円建て及び外貨建ての合計23通貨ペアを取引することができます。（詳細は別紙取扱要綱をご参照下さい。）

## ④ 売買

お取引は「売り」「買い」どちらからでも開始することができます。例えば、1米ドル＝100円で10万米ドルを買う（円貨で1,000万円）のと同様に、（注文時に米ドルを持っていなくても）1米ドル＝100円で10万米ドルを売る（円貨で1,000万円）ことから取引を開始することができます。お客様は、当社が同時に提示する売り気配（オファー価格）と買い気配（ビッド価格）で売買することができ、買う場合は“オファー価格”、売る場合は“ビッド価格”となります。また、オファー価格とビッド価格には差異が存在し、ビッド価格よりオファー価格の方が高くなっています。この差異のことを“スプレッド”といいます。相場急変時、及び取引量が少ない通貨ペアの場合はビッド価格とオファー価格の差（スプレッド）が広がりますので、ご注意ください。

## ⑤ 取引単位

「チャレンジャー」は別紙取扱要綱で定められている単位ごとにと取引を行います。これを取引単位といい、例えば1取引単位を5万米ドルとした場合、5万米ドルの整数倍単位で取引されます。この時5万を倍率、取引単位を枚数ともいいます。例えば1米ドル＝105円で2枚買う場合、この取引では米ドルを10万米ドル（5万米ドル×2枚）買うことを意味し、相当する円総代金は1,050万円（105円×5万倍×2枚）となります。

## ⑥ 建玉

「チャレンジャー」における取引は、現物の受渡しのほか、反対売買の方法で（すなわち、買った場合は転売によって、売った場合は買戻しによって）決済することができます。このような取引の決済という観点から、外国為替を買うという行為を買い建てるといい、決済を待つ状態を買い建玉（買いポジション）といい、お客様の未決済の買い契約を意味しています。売りの場合も同様に売り建てる、売り建玉といいます。

## ⑦ 決済の種類

決済には差金決済によるものと、受渡しによるものの2通りの方法があります。

### ・差金決済

買い建玉は転売、売り建玉は買戻しという反対売買により建玉を清算し、差金の受け払いで取引を終了する方法を差金決済といいます。例えば、1米ドル=100円で10万米ドル（円換算で1,000万円）を買い建てしているとします。これを1米ドル=105円（円換算で1,050万円）で転売すると、差し引き50万円の利益（手数料、スワップ金利は別）が発生して取引が終了します。こうすることにより総代金を別途に準備する必要がなくなります。

### ・受渡し

買い建玉の場合は対象となる外貨を受け取り、売り建玉の場合は対象となる外貨を渡すことで決済する方法です。例えば1米ドル=100円で10万米ドル（円換算で1,000万円）買い建てしていた場合は、現金で1,000万円渡して10万米ドルを受け取り、取引を終了します。受渡しによる決済を希望される場合は、その旨を当社担当者にご指示されると同時に必要円代金（あるいは外貨代金）をお振り込み下さい。ご入金の確認をもって受渡しの手続きに入ります。

ただし、ノルウェークローネ、スウェーデンクローナ、南アフリカランドおよび（ユーロ／ドルのような）外貨同士の受け渡しは行っておりません。

## ⑧ スワップ金利

外国為替取引では、各通貨間における金利差が発生します。例えば、円に対して金利の高い通貨を買っているポジション（建玉）の場合、金利差相当額を受け取ることが出来ます。逆に円に対して金利の高い通貨を売っているポジションであれば、金利差相当額を支払うこととなります。ただし、各国における政策金利がそのまま各通貨間の金利差相当額として反映されるとは限りません。また、このスワップ金利は日々のロールオーバーによって発生しますので、当日中にポジションを決済した場合にはスワップ金利は発生しません。

「チャレンジャー」のスワップ金利には、実現スワップ金利と未実現スワップ金利が存在します。実現スワップ金利は、反対売買によるポジション決済によって生じるスワップ金利のことをいい、未実現スワップ金利は、未決済ポジションをロールオーバーすることにより日々累積されていくスワップ金利のことをいいます。

（注1）スワップ金利は、建玉の決済を行わなくても毎月1回定期的にお客様の証拠金額に加算又は減算されます。

（注2）外貨で発生したスワップ金利は、当社設定の仲値を基に当社が定めた各通貨の円換算レートで毎日円に転換されます。詳細については別紙取扱要綱をご参照下さい。

（注3）同一通貨ペアにおいて、売りと買いのポジションでスワップ金利に差が生じます。

## 6. 取引について

### (1) 入金等

お取引に必要な金額を前もって、別紙取扱要綱に定める入金方法でご入金して頂きます。

なお、外貨及び有価証券のみの場合、必要証拠金以上のお預りがあっても、お取引に際して必要な手数料が円貨でご入金されていない場合は、新規建玉ができません。

### (2) 注文

注文受注は24時間受け付けております。ただし、夜間及び祝日は専用電話のみの受け付けとなります。お客様が注文する時は、下記の内容を正確に当社担当者までご指示下さい。

1. お客様の氏名、口座番号、夜間コールID（注1）
2. 取引通貨ペアの種類
3. 枚数
4. 売付けと買付けの別
5. 新規、決済（反対売買、受渡し）の別（注2）
6. 決済する相手建玉を指定する場合、その建玉の約定値段（注3）
7. 成行、指値（逆指値）の別（注4）
8. 指値（逆指値）の場合、その値段（注5）
9. 指値（逆指値）の場合、有効期限（注6）

（注1）夜間及び祝祭日の取引は氏名、口座番号及びコールIDが必須

（注2）両建て（同一通貨ペアにおける買い建玉と売り建玉を同時にもつこと）はできません。よって既に買い建玉がある場合の売り指示については（買い建玉の枚数分の）決済指示となります。

（注3）決済する相手建玉を指定しない場合、建玉日の古い順に決済されます。

（注4）**成行注文**とは値段を指定しない注文です。

**指値注文**とは買い注文の場合その値段以下なら買う、売り注文の場合ならその値段以上なら売るという注文です。これは、より有利な値段で売買したい時に付ける条件です。一方、**逆指値注文**は買い注文の場合その値段以上なら買う、売り注文の場合その値段以下なら売るという注文です。一見不合理と思われる注文ですが、これは価格が動き出した方向に合わせて売買の決定をするという意味を持ち、次の2つに性質が分けられます。

#### ・新規建玉時の逆指値

例えば新規の売り注文の場合、価格がある値段以下になったら売り建てするという注文で、相場の勢いに乗って売買する戦術として用いられます。

#### ・建玉保有時の逆指値

例えば買い建玉を保有している時、価格がある値段以下になったら売り決済するという注文です。利益を確保しようとしたり、損失を一定の範囲に留める目的で用いる注文です。この損失を一定の範囲に留める目的で用いる逆指値注文を特にストップロス注文と言います。

また指値と逆指値を同時に指定する注文も可能です。この場合、どちらかが成立した時点でもう片方の注文は自動的に取り消されます。これを **O.C.O 注文** と呼びます。利益を確定する指値注文と損失を一定範囲にとどめるストップロス注文を組み合わせたい時などに用いられます。

(注5) 為替取引は24時間世界中のどこかの市場において相対で行われます。そのため、新聞やテレビ等で公表される高値、安値とは必ずしも一致するとは限りません。ゆえに、お客様の指値注文が場合によっては成立しない場合もあります。また、逆指値注文においては通常、指定したレートと実際に約定するレートとの相違（スリッページ）が発生しますが、市場が乱高下するような状況に見舞われた場合、逆指値した値段を瞬時に上抜いたり、下回ったりする場合があります。そのため、逆指値の約定が大幅にかい離する場合があります。よって損失を一定の範囲に抑える目的を持つストップロス注文も、その損失範囲を必ずしも保証するものではありません。併せてご了承下さい。

(注6) 指値（逆指値）の有効期限は、別紙取扱要綱に定めるものとします。

### (3) 注文の成立・不成立の連絡

注文が成立すれば、当社はお客様が指定した方法で速やかにご連絡いたします。また当社から売買報告書が送付されますので、内容をご確認下さい。注文が不成立に終わった時も、ご連絡いたします。

### (4) 取引中の留意点

お客様の建玉は決済されるまで相場変動により、日々評価上の損益が発生しています。毎営業日の評価損益を計算するには、別紙取扱要綱で定められた「帳入値段」が用いられます。お客様は当社担当者にお問い合わせ頂くことにより、この評価損益を確認することができます。またこれをもとに追加証拠金（「7. 証拠金制度について」の項参照）が算出されます。

## (5) 手数料

お客様が新規に建玉した時及び反対売買により建玉を決済した時、その都度別紙取扱要綱に定める手数料をお支払い頂きます。なお、受渡しによる決済の場合、決済時の手数料は不要ですが、送金手数料等の実費はお客様負担となりますのでご了承ください。

新規建玉時には必要証拠金とは別に手数料を前もってお預け入れ頂きます。お預かり金に必要証拠金を超える余剰分が円貨で入っている場合は、その分より充当して頂くこともできます。決済時には、売買差損益金・実現スワップ金利とともに処理させて頂きます。なお、手数料はその額を変更することがあります。変更する場合は、5営業日前までに通知します。(当社が取り扱う外国為替証拠金取引は、手数料に消費税は課税されません。)

## (6) 現金証拠金がマイナスの場合

預り証拠金の内(預り証拠金=現金証拠金+外貨・有価証券)、現金証拠金のみがマイナスになった場合、その都度「立替金請求兼弁済充当通知書」によりご請求いたします。期日までにご入金頂けない場合は、外貨、有価証券の順番で換価処分を行いますので、ご注意ください。

(注) 現金証拠金がマイナスの場合、新たに建玉注文を発注することはできません。

## (7) 出金等

お引き出しは返還可能額の範囲内なら、もちろん可能です。別紙取扱要綱に定める方法で行うこととします。(返還可能額については「18.用語解説 返還可能額」の項参照)

### 「外貨の出金について」

外貨の出金に係る送金手数料はお客様負担となります。お預り金の中に送金手数料分の円貨が不足している場合は、その不足分を円貨でご入金頂いた後に出金手続きを行います。

送金手数料はお客様が指定する金融機関等によって異なりますので、詳細につきましては当社担当者にお問い合わせ下さい。

## (8) 益金に係る税金

個人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金(売買による差益及びスワップ金利収益)は、2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、地方税5%となります。その損益は差金決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

金融商品取引業者に対し毎年1回、1年間の差金決済に係る取引損益等を記載した「支払調書」を税務署へ提出することが義務付けられています。

法人のお客様は「支払調書」は作成されませんが、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

## 7. 証拠金制度について

一般の外国為替取引では総取引金額を用意しなければなりません、「チャレンジャー」では証拠金制度を採用しており、「本証拠金」、「追加証拠金」、「臨時増証拠金」の3種類の証拠金があります。

### (1) 本証拠金

新規に建玉するにあたり、取引担保金として預託しなければならない証拠金です。この金額は、別紙取扱要綱に定める通りとします。実際の取引数量に必要な証拠金は「必要証拠金」といいます。(本証拠金額に取引数量を乗じて得た額)

なお、本証拠金額は外国為替市場の動向により、その額を変更することがあります。変更する場合は、5営業日前までに通知します。

### (2) 追加証拠金

相場は日々変動しますので、建玉した時から評価上の損益が発生します。お客様がお取引を継続されている間は、毎営業日に値洗い（お客様の建玉に係わる損益状況を計算し、取引に関する証拠金の担保力を評価すること）が行われます。担保力は一定の水準を維持している必要があり、一定の水準を割り込めば、これを補強するために証拠金を追加して預託しなければなりません。この追加に預託する証拠金を追加証拠金と言います。

追加証拠金の計算は毎営業日に、帳入値段でお客様の建玉を評価することで行われ、当社が請求した日の翌営業日正午までに預託しなければなりません。この日時までに請求額を預託されなかった場合、当社の任意によりお客様の有効証拠金が必要証拠金以上になるまで建玉の一部又は全部を成行で決済させていただきます。

ただし、有効証拠金が総取引金額の4%に不足する場合は、当社が請求した当日17時までに預託しなければなりません。

### (3) 臨時増証拠金

相場の変動が著しい時や、あるいは年末年始や5月のゴールデンウィークなど日本の連休期間において、大きな値動きが予想される時など当社が必要と認めた場合、設定する臨時の証拠金です。臨時増証拠金は当社が指定した期日、時間までに預託して頂きます。

### (4) 追加証拠金の計算方法

まず、お客様の担保力は有効証拠金という形で次の計算式により算出されます。

$$\text{有効証拠金} = \text{預り証拠金} + \text{評価損益} + \text{未実現スワップ損益}$$

この有効証拠金が必要証拠金の60%を割り込んだ時点で、追加証拠金が発生します。お客様はこの有効証拠金が必要証拠金の100%になる額まで、追加証拠金を預託しなければなりません。この金額を計算式で示すと次のようになります。

**追加証拠金計算額 = 必要証拠金 - 有効証拠金**

また有効証拠金が必要証拠金を上回っている場合、その差額が返還可能額となります。ただし、評価益及び未実現スワップ益については返還できませんので、ご注意下さい。

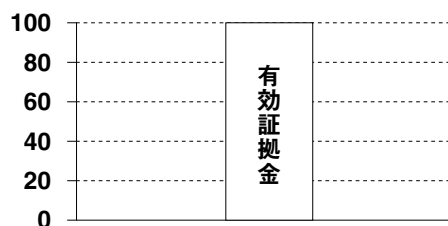
**返還可能額 = 有効証拠金 - 必要証拠金**

※評価益、未実現スワップ益は返還されません。

(計算例) ※新規建玉の手数料は別途支払済み、未実現スワップ損益は0円とします。

- ① 1枚当たり本証拠金50万円で、12月1日に2枚建玉した。必要証拠金は50万円×2枚 = 100万円となるため、100万を預託した。維持しなければならない有効証拠金の水準は100万円×60% = 60万円となる。

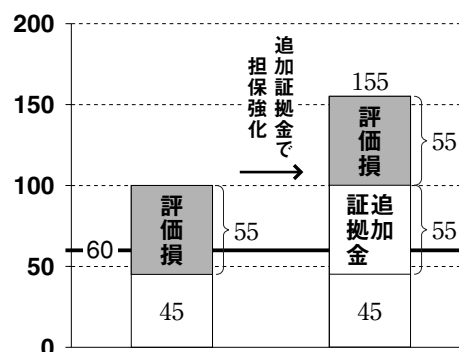
預り証拠金	100
評価損	0
未実現スワップ	0
有効証拠金	100



- ② 12月8日、評価損が55万円となった。有効証拠金は100 - 55 = 45万円となり、維持しなければならない水準60万円を割り込んだので、追加証拠金が必要となる。追加証拠金額は100 - 45 = 55万円となる。結果、預り証拠金は合計155万円となる。

		追加証拠金	
預り証拠金	100	+55	155
評価損	55	⇒	55
未実現スワップ			0
有効証拠金	45 < 60		100

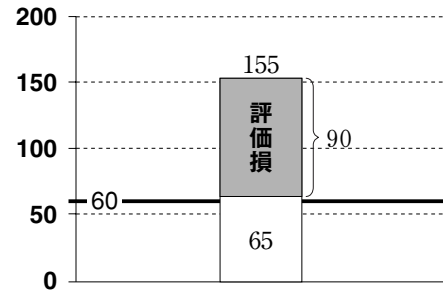
45 - 100 = 55万円不足  
(追加証拠金発生)



③ 12月15日、さらに評価損が膨らみ、評価損は合計90万円となった。有効証拠金は  $155 - 90 = 65$  万円となり、維持しなければならない水準60万円を上回っているため、追加証拠金は発生しない。

預り証拠金	155
評価損	90
未実現スワップ	0
有効証拠金	$65 > 60$

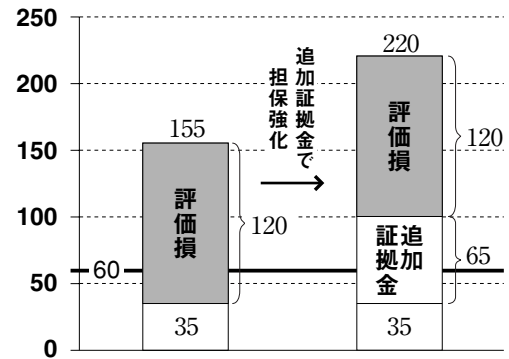
水準維持  
(追加証拠金は発生しない)



④ 12月16日、さらに評価損が膨らんで合計120万円となった。この時点で有効証拠金は  $155 - 120 = 35$  万円となり、維持しなければならない水準60万円を割り込んだため、追加証拠金が必要となる。追加証拠金額は  $100 - 35 = 65$  万円となる。結果、預り証拠金は合計220万円となる。

		追加証拠金	
預り証拠金	155	+65	220
評価損	120	⇒	120
未実現スワップ			0
有効証拠金	$35 < 60$		100

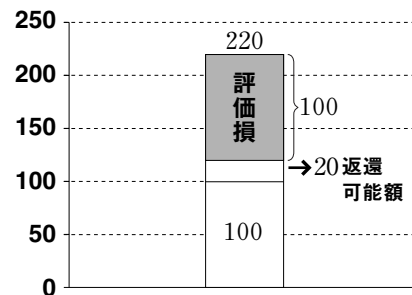
$35 - 100 = 65$ 万円不足  
(追加証拠金発生)



⑤ 12月17日、評価損が20万円減少して100万円となった。有効証拠金は  $220 - 100 = 120$  万円となり、必要証拠金の100万円を上回っているため、その差額20万円は返還可能となる。

預り証拠金	220
評価損	100
未実現スワップ	0
有効証拠金	$120 > 100$

$120 - 100 = 20$ 万円余剰  
(返還可能額発生)



## 8. ロスカット（強制決済）

リアルタイムレート（判定時間約 30 秒）で値洗いをを行い、お客様の有効証拠金が必要証拠金の 30%以下になった場合、すべての建玉がロスカット（強制決済）されます。追加証拠金等の預託の予定があったとしても判定時の担保力が基準以下であればロスカットが優先されます。

（注 1）相場状況によって、預託した証拠金以上の損失が生じる可能性があります。

（注 2）ロスカット判定価格と実際の約定価格が大きく異なる可能性があります。

（注 3）インターネット取引のロスカットとは、判定方法及び執行方法が異なります。

（注 4）ロスカット執行時において、お客様自身が出される決済注文と重複しないようご注意ください。

（注 5）本取引に関わるシステムに障害やその他の事由により、その判定及び執行ができない又は遅延する可能性があります。

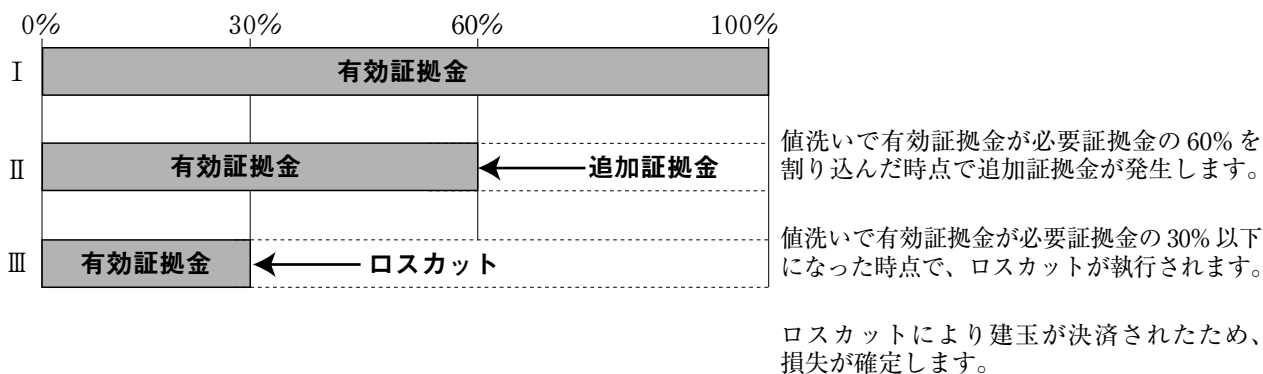
（注 6）不測の事態により発生した機会損失等の補償は一切行っておりません。

### ロスカットの計算方法

追加証拠金の場合と同じようにロスカットの計算方法もお客様の担保力を有効証拠金という形で算出されます。どちらも同じ有効証拠金を使いますが、追加証拠金と違う点はロスカット判定時の有効証拠金の額が当社の定める基準値以下になっていた場合には、お客様のすべての建玉が強制決済されてしまうことです。

有効証拠金が必要証拠金の 60%を割り込むと発生するのが追加証拠金であるの対し、そのさらに下の 30%以下で執行するのがロスカットになります。通常であれば、まず追加証拠金が発生し、次いでロスカットが執行されますが、相場の急変時は毎営業日の値洗いで確定する追加証拠金よりも先にロスカットが執行される可能性もあります。

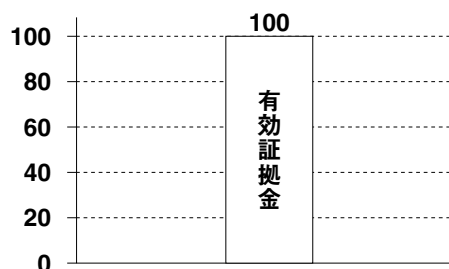
（ロスカットの流れ）



(計算例) ※新規建玉の手数料は別途支払済み、未実現スワップ損益は0円とします。

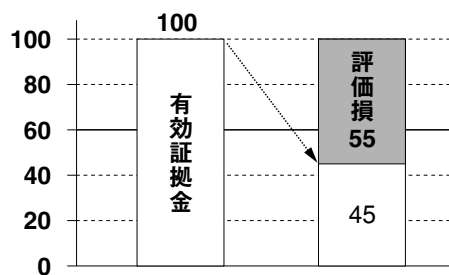
① 1枚当たり本証拠金50万円で、12月1日に2枚建玉した。必要証拠金は50万円×2枚=100万円となるため、100万を預託した。維持しなければならない有効証拠金の水準は100万円×30%=30万円となる。つまり値洗いをを行った時点で、有効証拠金が30万円以下でロスカットとなる。

預り証拠金	100
評価損	0
未実現スワップ	0
有効証拠金	100



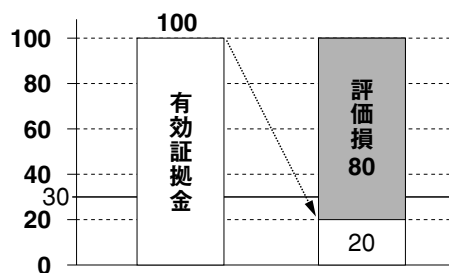
② 12月8日の朝、値洗いによる判定で評価損が55万円となった。有効証拠金は100 - 55 = 45万円となり、有効証拠金が60万円を割り込んだので、この時点で追加証拠金が必要となる。追加証拠金額は100 - 45 = 55万円となる。

預り証拠金	100
評価損	55
未実現スワップ	0
有効証拠金	45



③ 同じ12月8日、午後の値洗いによる判定でさらに評価損が膨らみ80万円となった。有効証拠金が30万円以下なので、ロスカットとなり2枚の建玉はすべて強制決済される。ただし、値洗いよりも前に追加証拠金の預託や建玉の決済によって有効証拠金が必要証拠金の30%を上回っていれば、ロスカットにはならない。

預り証拠金	100
評価損	80
未実現スワップ	0
有効証拠金	20



(注7) 追加証拠金の預託や建玉の決済がお客様の口座に反映する前にロスカットに抵触した場合にはロスカットによる強制決済が優先されます。

## 9. 証拠金の不足について

本証拠金の変更や追加証拠金及び臨時増証拠金の発生により、証拠金が不足した場合、当社はその不足額を請求いたします。

この不足額が所定の期日までに預託されない場合、その期日、時間をもって以降の取引において当社の任意によりお客様の建玉を決済させていただきます。この処理に伴う損益金及び手数料はお客様の計算で行われます。

## 10. 最低証拠金制度について

「チャレンジャー」では最低証拠金制度を設けております。

当社で取引を開始されるにあたっては、別紙取扱要綱に定める最低証拠金額以上を預託して頂きます。なお取引開始後、預り証拠金の額が最低証拠金額を下回っている場合、新規の建玉はできません。

## 11. 書類の確認

### (1) 受領書

お客様から証拠金を受け入れた場合、金額等を記載した受領書を発行します。毎月1回定期的にお客様にお送りする残高照合通知書の預り証拠金合計金額をもってご確認頂きます。

### (2) 売買報告・計算及び入出金通知書

お客様のご注文が成立した時及び、証拠金の入出金等が行われた時に、送付される書類です。書類が届きましたら内容をご確認のうえ、ご不明な点は当社担当者までご連絡下さい。

※この書類は評価される日本時間午前6時（米国が標準時間の場合は午前7時）現在の報告及び計算になります。そのため、約定日と発行日は異なります。

### (3) 残高照合通知書

毎月1回、作成日現在のお客様の建玉内容や、証拠金状況などを記載した「残高照合通知書」を送付いたしますので、記載内容をご確認の上同封の残高回答書をご返送下さい。

なお、ご返送なき場合は確認の上同意されたものと見なさせていただきますので、ご了承下さい。

## 12. クーリングオフについて

本取引においてクーリングオフは適用できません。

## 13. 具体的取引例

実際のお取引で用いられる取引単位、証拠金、手数料などは別紙取扱要綱に別途定めるものとします。ここでの説明は、取引単位 50,000 (米ドル)、証拠金 1 枚当たり 500,000 円、手数料 1 枚当たり片道 5,000 円としています。

### 取引例：

7月1日に「チャレンジャー」で米ドルを1米ドル=100円で2取引単位(10万米ドル)買い建てしました。この場合に必要な証拠金は1,000,000円です。

ただし、手数料10,000円のコストが同時に必要となりますので、前もって1,010,000円入金しておきました。

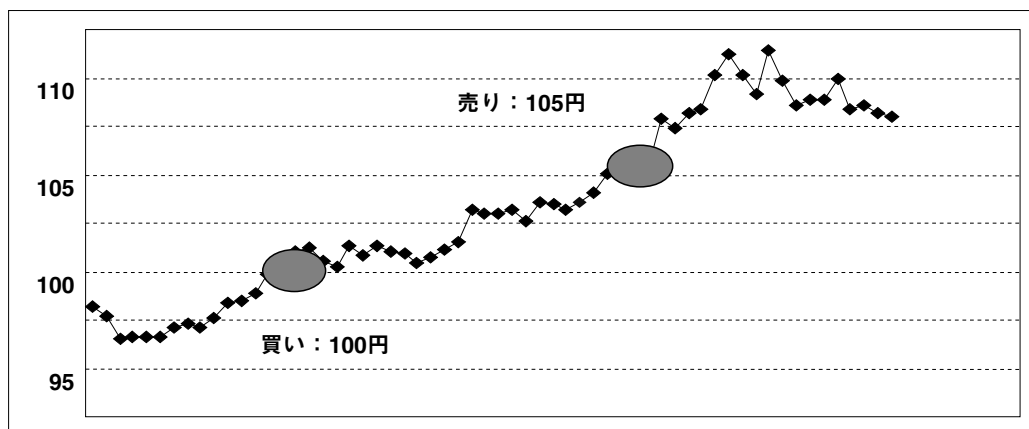
一週間後の7月8日に米ドルが円に対して値上がり(円安)してきましたので、反対売買(転売)して利益を確保することにしました。この時の決済レートが1米ドル=105円でした。売買差損益金は、 $(105円 - 100円) \times 100,000 = 500,000$ 円となります。ただしここから決済時の手数料10,000円が必要となりますので、ここから差し引くと490,000円が純利益となります。

お取引口座は当初の証拠金1,000,000円に差引損益金490,000円が加算され、合計1,490,000円となります。建玉時に支払った手数料まで含めたお客様の最終的な損益は、売買差損益金から往復の手数料を引く形で求められます。つまり売買差損益金 $(105円 - 100円) \times 100,000 = 500,000$ 円から往復の手数料20,000円を差し引いて、480,000円となります。

売買差損益金 =  $(105円 - 100円) \times 100,000 = 500,000$ 円 . . . . . (A)

往復手数料 = 20,000円 . . . . . (B)

最終損益 =  $500,000円 - 20,000円 = 480,000$ 円 . . . . . (A) - (B)



さて、このお取引は7月1日から7月8日まで7日間のお取引となりました。つまり7回ロールオーバーされたわけです。厳密にいうと最初の建玉日の2営業日後(7月3日とします)から、転売した日の2営業日後(7月10日とします)まで受渡しが7回ロールオーバーされたわけであり、この7日分のスワップ金利が加算あるいは控除されます。このケースでは、仮にスワップ金利を一日につき一枚当たり100円としますと、(実際のスワップ金利は日々、変化します。)7月8日には、スワップ金利が $100円 \times 7 \times 2 = 1,400$ 円累積されていることとなります。スワップ金利は毎月1回定期的に、その累積額がお取引口座に実現スワップ金利として預り証拠金に加算されます。

上記の取引例は思惑通りに相場が展開した例であり、逆の展開になった場合は損失が発生します。

## 14. 月曜日オープン時の約定ルールについて

お客様が指定していた注文価格にオープンレートが達した場合、注文価格ではなくオープンレートで約定します。

※オープンレートとは、取引開始後、最初の提示レートのことをいいます。

### 指値・逆指値注文の約定ルール

週初、当社取引開始時間である月曜日午前8時での提示レート（オープンレート）がお客様の指値及び逆指値に対し、約定条件を満たしていた場合は売り・買い、新規・決済に関わらず、月曜日オープン時のレートで約定いたします。つまり、指値・逆指値に関わらずスリッページが発生する可能性があります。※お客様にとって有利な約定価格もあれば、不利な約定価格も発生する場合がございます。

※I.F.D注文、O.C.O注文、I.F.O注文はいずれも指値・逆指値の組み合わせですので、それぞれの約定ルールは上記と同様です。

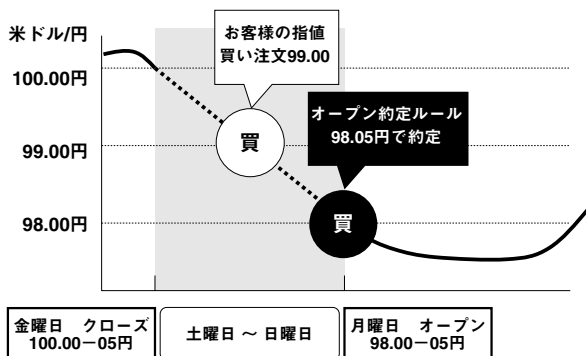
【月曜日オープン時の約定ルール】が適用される例（米ドル/円）

前週金曜日のクローズレート 100.00 - 05 円

月曜日のオープンレート 98.00 - 05 円

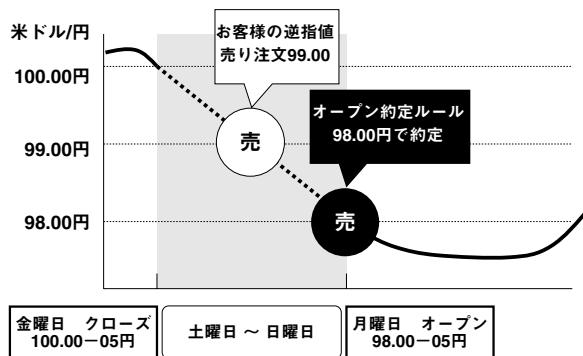
#### A 『指値・買い注文』

米ドル/円99.00円で「買い」指値注文を出した場合



#### B 『逆指値・売り注文』

米ドル/円99.00円で「売り」逆指値注文を出した場合

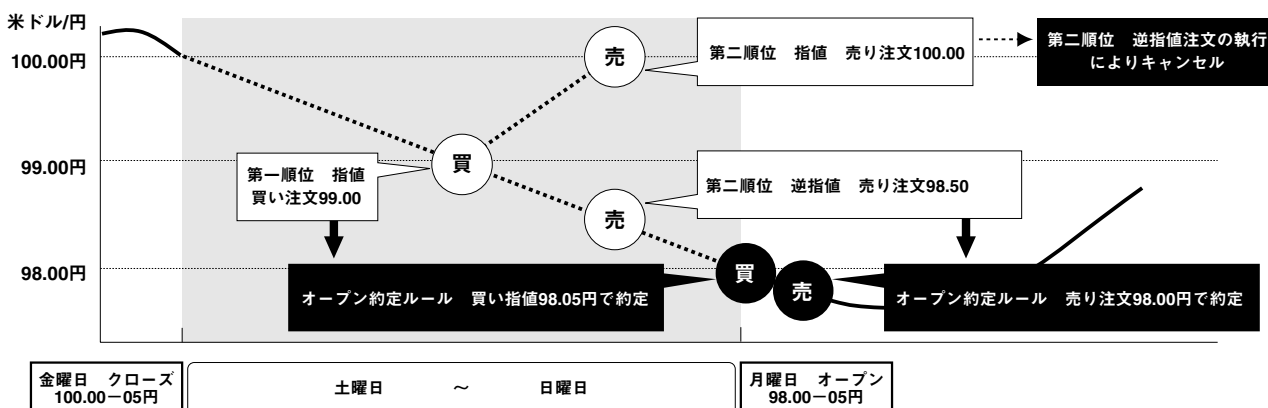


#### C 『I.F.O.注文』

米ドル/円I.F.O.注文を出した場合

(第一順位注文) 米ドル/円99.00円で「買い」指値注文

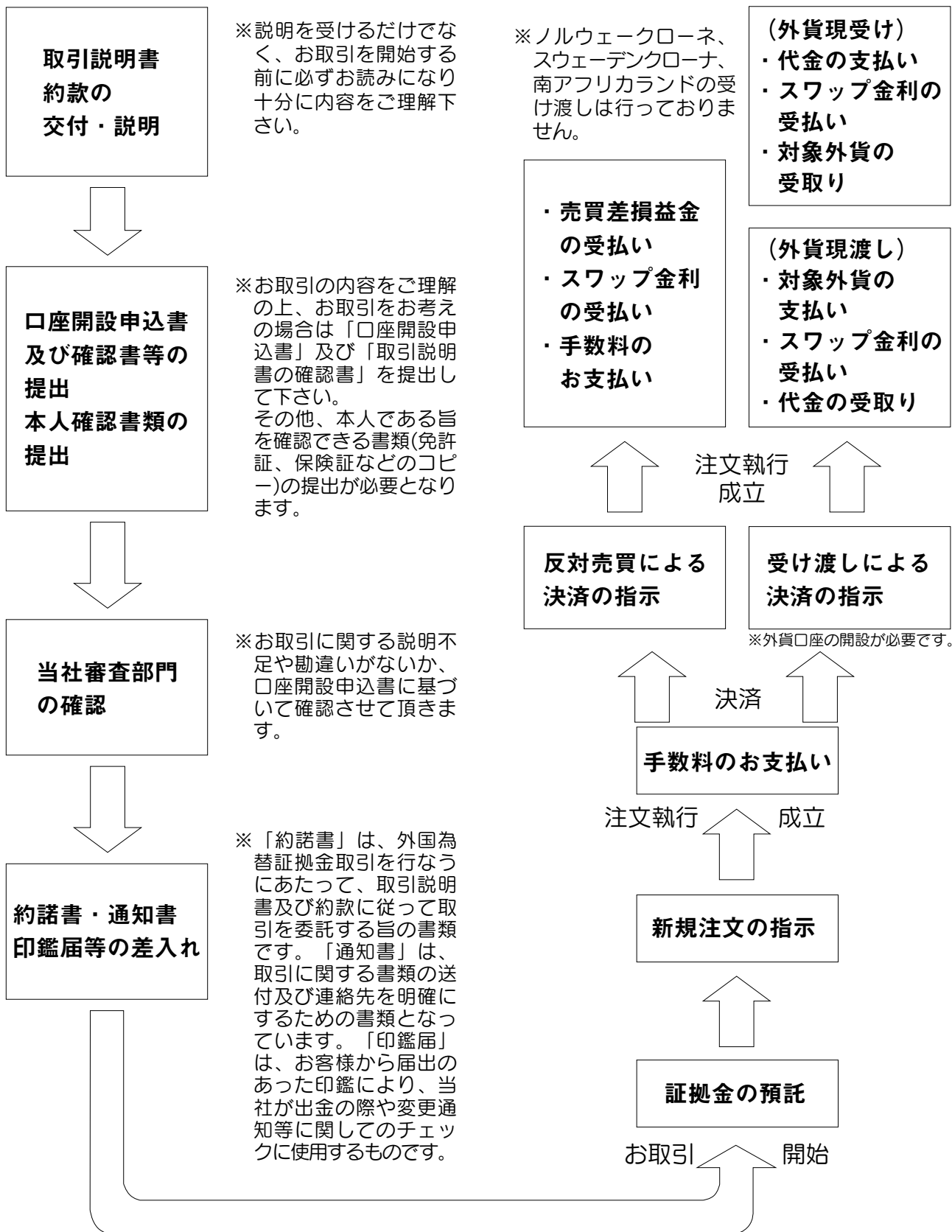
(第二順位注文) 米ドル/円100.00円で「売り」指値注文  
(第二順位注文) 米ドル/円98.50円で「売り」逆指値注文



### ● ご注意事項

週末と週初とのレートが大きく離れた場合には、注文種類やご注文レートによってはスリッページが拡大し、いきなりロスカットに遭遇したり、場合によっては証拠金割れという事態も想定されますので、保有されているポジションや発注済注文の見直し、あるいは予めご入金していただくなど、資金に余裕をお持ちになることをお勧めいたします。

# 15. 契約と取引の流れ

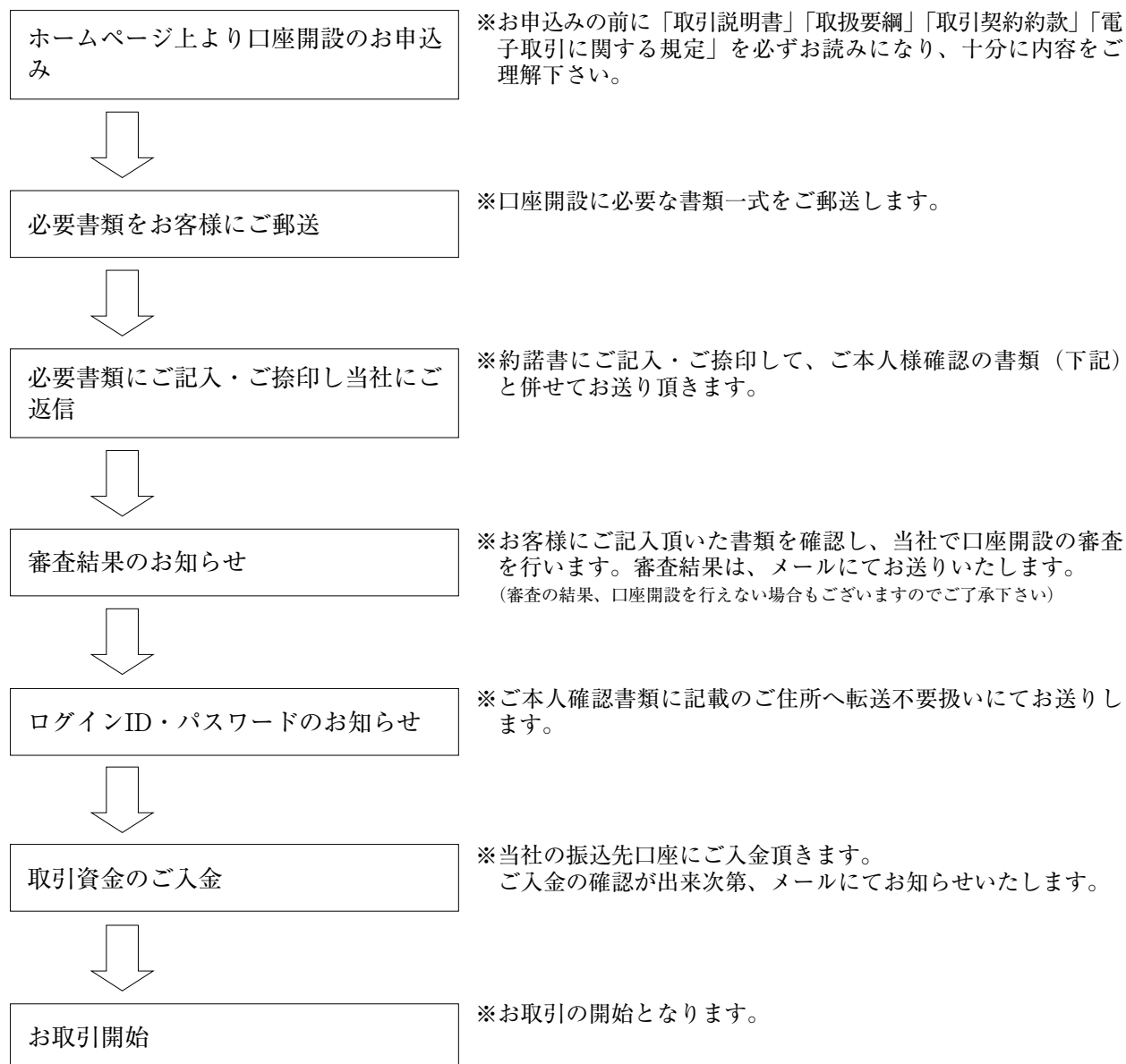


※対面取引からインターネット取引、若しくはインターネット取引から対面取引への移管は可能です。詳細につきましては、担当外国為替事業部にお問い合わせ下さい。

## 16. インターネット取引について

インターネット取引は、対面取引といくつかの点においてルールが異なりますので、取引の前にご確認下さい。

### ① 取引開始までの流れ



#### ご本人確認書類について

以下のいずれか1種類をお選び頂き、お名前・ご住所がわかる箇所をコピーしてお送り下さい。

- ①運転免許証      ④住民票の写し（発行日より6ヵ月以内の原本もしくはコピー）
- ②パスポート      ⑤健康保険証
- ③外国人登録証   ⑥その他公的機関発行の公的証明書

※お申込住所と本人確認書類が相違する場合、公共料金の領収書など、住所確認ができるもののコピーも併せてお送り下さい。  
(発行日より6ヵ月以内のもの)

## ② ロスカットについて

インターネット取引では、追加証拠金制度はありませんが、対面取引と同様にロスカット制度を採用しています。リアルタイムレート（判定時間 30 秒）で行われる値洗い計算でお客様の有効証拠金が必要証拠金の 50% 以下になった時点で発動されます。ロスカットは次の 2 つの条件を同時に満たすまで建玉の決済が行われます。

① 有効証拠金が必要証拠金以上になるまで

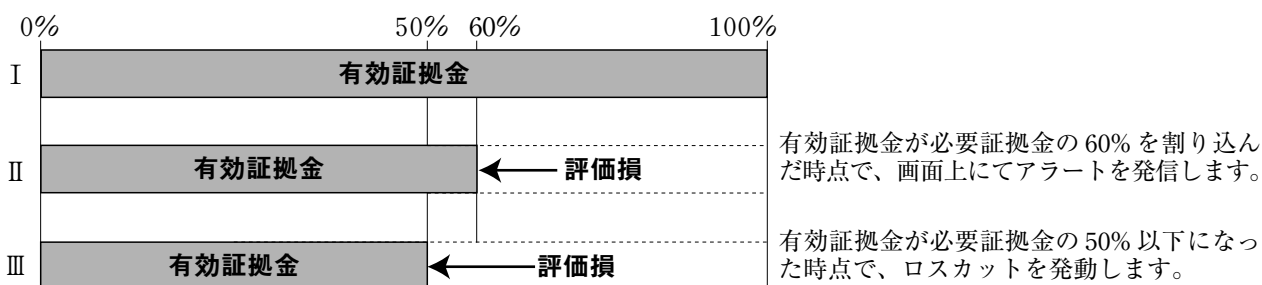
② 預り証拠金の額が必要証拠金以上になるまで

（注 1） 決済の順序は評価損の大きい順、注文番号の若い順で行います。

（注 2） 決済はポジション（同一日時に成立した建玉）ごとに行います。よって、全ての建玉が決済されることもあります。

（注 3） ロスカットの水準は 50%～60%（5%刻み）の範囲内で自由に設定できます。

（ロスカットの流れ）



ロスカットにより建玉が決済されたため、損失が確定します。

## ③ 報告書類について

インターネット取引では、金銭の授受・取引の内容は全て取引画面上にてご確認頂けますので、書面での報告は行いません。ただし、残高照合通知書につきましては毎月 1 回（月末締め）ご郵送させていただきます。

## ④ 取扱い通貨について

インターネット取引では、一部取り扱えない通貨がございますので、ご注意ください。詳細につきましては、別紙取扱要綱に記載しております。

## ⑤ ご注文について

ご注文はパソコンもしくは携帯電話から行って頂きます。携帯端末の場合は情報系サービスや注文形態等に制限があります。（ただし、システムトラブル等により、レートの提示やネット上でのご注文ができない場合は電話にてご注文を受け賜ります）

## ⑥ 評価損益について

インターネット取引では、値洗い計算を常にリアルタイムのレートで行います。さら

に、建玉を決済し損金が発生した場合、その都度預り証拠金から損金を差し引きます。  
(利益が発生した場合は、預り証拠金に加算します)

**⑦ 最低預入れ証拠金を割り込んだ場合**

ポジションをお持ちでないお客様の口座残高が、1ヵ月間連続して取引証拠金の最低額100万円に満たない場合、お客様に残高を全額返還し口座を清算させていただきます。

**⑧ 受け渡しについて**

インターネット取引では、外貨の受け渡しはできません。

## 17. 反社会的勢力でない旨の確認

下記の内容についてご同意のうえ、確認書にて差し入れをお願い致します。

私（本取引口座の名義人）は次の①および②をそれぞれ確約します。

- ① 現在、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋等の反社会的勢力に該当せず、かつ将来にわたっても該当しない。
- ② 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動、又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いて貴社の信用を毀損し又は貴社の業務を妨害する行為等を行わない。

なお、①のいずれかに該当し、若しくは②のいずれかに該当する行為をし、又は①に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、取引が停止され、又は通知によりこの口座が解約されても異議申し立てをいたしません。またこれより損害が生じた場合でも、すべて私の責任といたします。

## 18. 用語解説

- ・ **受渡し**  
現物を受ける、あるいは渡すことで行う決済方法
- ・ **カバー取引**  
金融商品取引業者が委託者等を相手方として行う外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、他の金融商品取引業者等を相手方として行う取引
- ・ **金融商品取引業者**  
外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について金融商品取引法による登録を受けた者をいう
- ・ **差金決済**  
反対売買で行う決済方法
- ・ **ロスカット取引**  
値洗いをを行った時点で有効証拠金が必要証拠金の一定水準以下になった場合、ポジションを強制決済し、損失を確定すること
- ・ **スワップ金利**  
2通貨間における金利差
- ・ **建玉**  
売買契約のうち未決済のもの
- ・ **差引損益金**  
売買差損益金・実現スワップ損益・手数料から構成される
- ・ **帳入値段**  
日々の建玉の評価に用いる基準値のこと
- ・ **店頭デリバティブ取引**  
金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいう
- ・ **値洗い**  
建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続き
- ・ **返還可能額**  
有効証拠金から必要証拠金を差し引いた額となる。ただし、評価益、未実現スワップ益については返還されない
- ・ **枚数**  
取引単位の呼び方
- ・ **有効証拠金**  
お客様の担保力を評価したもの
- ・ **ロールオーバー方式**  
決済日を自動延長していく方法
- ・ **両建て**  
買い建玉と売り建玉を同時に持つこと

## 19. 金融商品取引業者の受託に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした外国為替証拠金取引、又は顧客のために外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- a. 外国為替証拠金取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- b. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為。ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。
- d. 外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 外国為替証拠金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- g. 外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

- h. 外国為替証拠金取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- i. 外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
- k. 外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l. 外国為替証拠金取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
- m. 外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- n. 外国為替証拠金取引契約に基づく外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- o. 外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p. 外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により外国為替証拠金取引をする行為

- r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として外国為替証拠金取引をする行為
- s. 外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
- t. 外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- u. 外国為替証拠金取引に係る契約を締結する時において顧客が証拠金預託先に預託した証拠金等の有効証拠金が総取引金額の4%に不足する場合に、当該契約の締結後直ちに当該顧客にその不足額を証拠金預託先に預託させることなく、当該契約を継続する行為
- v. 営業日ごとの一定の時刻における取引に係る証拠金等の有効証拠金が総取引金額の4%に不足する場合に、速やかに当該取引に係る顧客にその不足額を証拠金等預託先に預託させることなく、当該取引に係わる契約を継続する行為

# 確 認 書

(外国為替証拠金取引「チャレンジャー」の説明及び理解に関する確認)

第一商品株式会社

代表取締役社長 落岩 邦俊 殿

私は、貴社に外国為替証拠金取引「チャレンジャー」の資料請求及び説明・勧誘を要請し、貴社から交付された「当社チャレンジャー取引に係るご注意」、「外国為替証拠金取引説明書」及び「取扱要綱」によって説明を受けました。

またこのたび、貴社審査部門の確認・審査を受けるにあたり、下記の実際の取引における注意事項や重要事項について十分な説明を受け、その内容を理解しました。それと同時に反社会的勢力でないことを申し出た上で、確認書を差し入れます。

## 記

- ① 外国為替証拠金取引における為替変動リスクについて
- ② 元本や利益が保証されていないこと
- ③ 流動性の低い通貨について
- ④ スワップ金利について
- ⑤ 最低証拠金・手数料について
- ⑥ 具体的な売買注文の方法について
- ⑦ 税金について
- ⑧ 評価損益計算と追加証拠金について
- ⑨ ロスカット取引について
- ⑩ 担当者のアドバイスは确实でないこと
- ⑪ 自らの責任と判断で注文を行うこと
- ⑫ 月曜日オープン時の約定ルールについて
- ⑬ 反社会的勢力でない旨の確認

割印

説明を受けた場所 [ ]

説明を受けた日時 [ 平成 年 月 日 時頃 ]

説明者の氏名 [ ]

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印



## 当社の概要

- 名称： 第一商品株式会社
- 登録番号： 関東財務局長（金商）第279号
- 本店所在地： 〒150-0045 東京都渋谷区神泉町9番1号
- 設立： 1972年11月8日
- 資本金： 2,693,150,000円
- 代表者： 落岩 邦俊
- 主な業務： 商品取引業  
商品ファンド業  
金融商品取引業（外国為替証拠金取引）  
貴金属の現物販売業
- 加入会員： 日本商品先物取引協会  
日本商品先物振興協会  
日本商品委託者保護基金  
一般社団法人 金融先物取引業協会

---

## （お客様相談窓口）

平日の午前 8 時 30 分～午後 6 時 30 分

東京 〒150-0045 東京都渋谷区神泉町9-1

フリーコール 0120-77-0266

大阪 〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町3-5-13

フリーコール 0120-01-6541

※「お客様相談窓口」は皆様からの様々なご意見・ご要望・ご相談・苦情などをお受けしておりますが、お取引に関するお取次ぎ・ご注文・相場観の提供・値段通知は行っておりませんので、恐れ入りますが直接担当店へご連絡くださるよう、宜しくお願い申し上げます。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR<sup>(注)</sup>機関における苦情処理・紛争解決の枠組みのご利用も可能となっております。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター  
電 話 0120-64-5005（フリーダイヤル）

(注) ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。

「チャレンジャー」に関するお問い合わせは下記の外国為替事業部まで

本 店 外国為替事業部 0120-285-052      新 宿 外国為替事業部 0120-101-750

大阪第一 外国為替事業部 0120-232-791      大阪第二 外国為替事業部 0120-438-500

ジャスダック上場企業（銘柄コード:8746）



本 社 〒150-0045 東京都渋谷区神泉町9-1 TEL.03-3462-8011（代表）

ホームページ <http://www.dai-ichi.co.jp/>

チャレンジャー専用ホームページ <http://fx.dai-ichi.jp/>